補助対象事業等の要件の確認票

|  |  |
| --- | --- |
| ＜補助対象設備＞  要綱第４条第１項の該当 | □　導入する太陽光発電設備が、次に掲げる全ての要件に適合している。 |
| １　未使用品であること  ２　停電時においても電力供給を継続する機能を有していること  ３　発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの  ４　発電出力が１０ｋＷ未満であること |
| □　導入する蓄電池が、次に掲げる全ての要件に適合している。 |
| １　未使用品であること  ２　停電時においても電力供給を継続する機能を有していること  ３　太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること  ４　蓄電容量が４ｋＷｈ以上であること  ５　国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの |
| ＜補助対象事業＞  要綱第４条第３項の該当 | □　補助対象事業が、次に掲げるいずれの事業にも該当しない。 |
| １　令和４年８月３１日以前に補助対象設備に係る契約を締結した事業  ２　令和６年２月１６日までに補助対象設備の設置が完了していない事業  ３　中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業  ４　技術開発、実証実験その他これらに類する事業  ５　関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業  ６　交付決定前に契約等を行う事業（要綱第７条第２項の規定により交付決定前に契約等を行う事業を除く。）  ７　国の補助金等（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する市町村の補助金等を除く。）を受給している事業 |
| ＜補助対象設備の設置場所＞  要綱第５条の該当 | □　補助対象設備の設置場所は山梨県内の既存住宅である。  　　（やむを得ない理由により既存住宅の屋根上に設置できない場合を除く）  　　（設備設置場所の建築完了日：　　　　　年　　　月　　　日） |

※　□にチェックが入らないものは交付の対象となりません。

※　既存住宅とは、建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものをいいます。